

○ 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年財務省告示第二号）  
 金融庁  
 経済産業省

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節 (略)</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引 (第五十六条一<u>第五十九</u>条の六)</p> <p>第五節・第六節 (略)</p> <p>第五章～第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(与信相当額の算出)</p> <p>第五十六条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から<u>第五十九</u>条の六までに定めるところによりカレント・エクスポート・エクスポート方式又は期待エクスポート方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことが</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節 (略)</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引 (第五十六条一<u>第五十九</u>条)</p> <p>第五節・第六節 (略)</p> <p>第五章～第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(与信相当額の算出)</p> <p>第五十六条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から<u>第五十九</u>条までに定めるところによりカレント・エクスポート・エクスポート方式又は期待エクスポート方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができ</p>

できる。

2 (略)

3 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が第五十九条から第五十九条の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いるときは、レボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十九条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第五十九条 (略)

2 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットイング・セット (当該ネットイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第五十九条の三第十一号及び第百四十条第七項において同じ。) ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する実効E P Eは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる実効E E<sub>1</sub>は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号

る。

2 (略)

3 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が第五十九条に定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いるときは、レボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十九条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第五十九条 (略)

2 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫に期待エクスポージャー方式を用いる場合は、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める方法に従うものとする。

に定める実効EPEの算出に当たって、当該満期までの間に同号の $\Delta t_k$ で加重平均した実効EPEを用いるものとする。

二 与信相当額＝ $\alpha$ ×実効EPE

$\alpha$ は、1.4（ただし、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的な $\alpha$ を用いることとする。）

三 実効EPE＝ $\sum_{k=1}^n$  実効EPE<sub>t,k</sub> ×  $\Delta t_k$

$n$ は、 $t_n$ が一年となるような $n$

$\Delta t_k$ は、 $t_k - t_{k-1}$

三 実効EPE<sub>t,k</sub>＝ $\max$  (実効EPE<sub>t,k-1</sub>, EPE<sub>t,k</sub>)

EPE<sub>t,k</sub>は、将来の時点 $t_k$ における、内部モデルにより推計されたエクスポージャーの額の平均（以下「期待エクスポージャー」という。）。ただし、実効EPE<sub>t,0</sub>は、カレント・エクスポージャー（期待エクスポージャーの算出の対象となるネットイング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットイング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と霽のいずれか大きい額をいう。第四百四十条第六項において同じ。）とする。

3 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、前項第一号に

規定する $\alpha$ について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した $\alpha$ が一・二を下回るときは、 $\alpha$ は一・二とする。

二  $\alpha$ が、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経

(新設)

済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額をEPEを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、EPEは次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の $\Delta t_k$ で加重平均したEPEを用いるものとする。

$$EPE = \frac{\sum_{k=1}^n E_{i,t} \times \Delta t_k}{n}$$

nは、 $t_n$ が一年となるようなn

$\Delta t_k$ は、 $t_k - t_{k-1}$

ニ すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること

4 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、ネットイング

・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の

契約をいう。次項において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効 $EPE_{t,t}$ に代えて、 $EPE_{t,t}$ を用いることにより同項第二号に規定する実効 $EPE$ を計測する方法を使用することができる。

5 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、前項に規定する

(新設)

方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる実効 $EPE$ とする方法を使用することができる。

一 閾値いし(マージン・アグリメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポージャーの額をいう。)に次の算式により算出されたアブオンを加えた額

$$\text{アブオン} = EPE_{t_{mp}} - EPE_{t_0}$$

$EPE_{t_{mp}}$ は、リスクのマージン期間(マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレボ形式の取引のみから構成されるネットインゲ・セットについては五営業日、それ以外のすべてのネットインゲ・セットについては十営業日を下回らないものとする。)内における最後の時点の期待エクスポージャー

E Eは、ワーゾン・アグリメントに基づき取引相手方から担

保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

ニ ワーゾン・アグリメントの影響がないと仮定した場合の実効  
E P E

(承認申請書の提出)

第五十九条のニ 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一

項の承認を受けようとする商工組合中央金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

ニ 商号

ニ 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ニ 理由書

ニ 前項第二号に規定する責任者の履歴書

ニ 期待エクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 期待エクスポージャー方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

ニ 期待エクスポージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を

(新設)

開始する日

二 期待エクスポージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第五十九条の三 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十九条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(新設)

二 期待エクスポージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

三 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストインダグ（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレス・テスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスポージャー計測モデルの正確性が、期待エクスポージャー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ 期待エクスポージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ 第二号に定めるバツク・テスティングに加え、商工組合中央金庫のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五 取締役等（取締役若しくは執行役員又は執行役員又は執行役に準じて社内です責任を負うものをいう。）をいう。第八十八条第二項第三号及び第二百五十七条第二項第五号において同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。



- 六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。
- 七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。
- 八 期待エクスポージャーに係る信用リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。
- 九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。
- 十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。
- 十一 取引をモデル内の適切なネットイング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。
- 十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。
- 十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十九条第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十九条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号の

(新設)

いずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

二 承認申請書の記載事項に変更がある場合

三 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づき届出を行う場合には、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第五十九条の五 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、期待エクスポート方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十九条第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第五十九条の六 期待エクスポート方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、すべての派生商品取引又はすべてのレボ形式の取引について期待エクスポート方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポート方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与

(新設)

(新設)

信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十九条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポート形式の取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる。

(変更に係る届出)

第七十九条 自金庫推計ボラテリテイ調整率の使用について第七十六条の承認を受けた標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならぬ。

一～三 (略)

2 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十八条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫の取締役等がレ

(変更に係る届出)

第七十九条 自金庫推計ボラテリテイ調整率の使用について第七十六条の承認を受けた標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならぬ。

一～三 (略)

2 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十八条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫の取締役等(取

<p>ポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。</p>	<p>締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。第二百五十七条第二項第五号において同じ。）がポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。</p>
<p>四～六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>四～六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(変更に係る届出)</p> <p>第九十一条 エクスポートジャー変動額推計モデルの使用について第八十六条の承認を受けた標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならぬ。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(変更に係る届出)</p> <p>第九十一条 エクスポートジャー変動額推計モデルの使用について第八十六条の承認を受けた標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(変更に係る届出)</p> <p>第二百二十五条 内部格付手法を採用した場合、商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(変更に係る届出)</p> <p>第二百二十五条 内部格付手法を採用した場合、商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三百二十九条 (略)

2～4 (略)

5 第五十六条から第五十九条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と読み替えるものとする。

(ワチュリテイ)

第四百十条 (略)

2～5 (略)

6 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫の事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十九条から第五十九条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるワチュリテイは、第一号に掲げる算式により算出された実効ワチュリテイとし、同号に掲げる実効 $E_{t,k}$ は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効ワチュリテイが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

二 実効ワチュリテイ(M) =

$$\frac{\sum_{k=1}^m \text{実効} E_{t,k} \times \Delta t_k \times d f_k}{\sum_{k=1}^m \text{実効} E_{t,k} \times \Delta t_k}$$

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三百二十九条 (略)

2～4 (略)

5 第五十六条から第五十九条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と読み替えるものとする。

(ワチュリテイ)

第四百十条 (略)

2～5 (略)

(新設)

$k=1$

$$\frac{+\sum_{k=m+1}^n E_{t_k} \times \Delta t_k \times d f_k}{\times d f_k}$$

$\Delta t_k$ は、 $t_{k-1} - t_{k-1}$

$d f_k$ は、将来の期間  $t_k$  にわたるリスクフリー・レートによる割引率

$E_{t_k}$ は、将来の時点  $t_k$  における期待エクスポージャー（ただし、 $E_{t_0}$ はカレント・エクスポージャーとする。）

$m$ は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点  $t_k$  のうち、一年を超えない最後の時点を  $t_m$  としたときの  $m$

$n$ は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点  $t_k$  のうち、満期の時点を超えない最後の時点を  $t_n$  としたときの  $n$

二 実効  $E_{t_k} = \max(E_{t_{k-1}}, E_{t_k})$

実効  $E_{t_0}$ は、カレント・エクスポージャー

7 前項の規定にかかわらず、ネットインゲ・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネットインゲ・セットを一のエクスポージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

(リテール向けエクスポージャーのEAD)  
第四百四十七条 (略)

(新設)

(リテール向けエクスポージャーのEAD)  
第四百四十七条 (略)

<p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>第五十六条から第五十九条</u>の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と読み替えるものとする。</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>第五十六条から第五十九条</u>までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と読み替えるものとする。</p>
<p>(届出)</p> <p>第二百二十六条 第二百二十二条の承認を受けた内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(届出)</p> <p>第二百二十六条 第二百二十二条の承認を受けた内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>(エクスポージャーの厚さ (T))</p> <p>第二百四十三条 (略)</p> <p>2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては<u>第五十六条から第五十九条</u>の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と読み替えるものとする。</p>	<p>(エクスポージャーの厚さ (T))</p> <p>第二百四十三条 (略)</p> <p>2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては<u>第五十六条から第五十九条</u>までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と読み替えるものとする。</p>

(変更に係る届出)	<p>第二百六十一条 商工組合中央金庫が内部モデル方式の使用について承認を受けた場合に、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	(変更に係る届出)	<p>第二百六十一条 商工組合中央金庫が内部モデル方式の使用について承認を受けた場合に、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
(変更に係る届出)	<p>第二百八十三条 商工組合中央金庫がシナリオ法の使用についての承認を受けた場合には、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	(変更に係る届出)	<p>第二百八十三条 商工組合中央金庫がシナリオ法の使用についての承認を受けた場合には、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
(変更に係る届出)	<p>第二百九十二条 商工組合中央金庫が粗利益配分手法を採用した場合に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	(変更に係る届出)	<p>第二百九十二条 商工組合中央金庫が粗利益配分手法を採用した場合に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>



<p>(変更に係る届出)</p> <p>第二百九十九条 先進的計測手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(変更に係る届出)</p> <p>第二百九十九条 先進的計測手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---